

# 山梨県公報

第二百二号

令和三年

六月二十八日

月 曜 日

## 公 告

青沼整形外科

南アルプス市小笠原千六百十一番地一

二 認定期限 令和六年六月一日

## 目 次

○救急病院等の認定……………三三三

## 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………三三三

○公共測量の実施……………三三四

## 選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………三三四

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三三五

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三二六

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三二六

## 監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………三二六

## その他

○一般競争入札について(二件)……………三四六

## 告 示

### 山梨県告示第百八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和三年六月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和三年六月二十八日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 伊藤光博	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ツルハドラッグ山梨正徳寺店

(二) 所在地 山梨県山梨市正徳寺字若宮千二百八十七番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一 番二十一号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和四年二月十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千百九十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四十四台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 二十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十二立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和三年六月十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
一 測量の種類 公共測量（同時調整、簡易水準測量、数値地形図データ作成）  
二 測量の地域 昭和町  
三 測量の期間 令和三年六月十四日から令和三年十一月二十六日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党21世紀明るい社 会をつくる会山梨支部	望月光裕	田中哲也	南巨摩郡南部町福士二一三〇〇一三	令和三年五月 十二日	令和三年五月 十九日
旧	自由民主党山梨県ときわ会 支部	加藤明人	望月光裕	甲斐市国母四丁目一〇一二四	令和三年五月 十七日	令和三年五月 三十一日
新	山梨県中小企業政治連盟	小侯一男	栗山直樹	甲斐市竜王三一八八一三 大月市大月町花咲一一三七一一四 甲府市上今井町一四七〇一一六	令和三年五月 二十日	令和三年六月 三日
旧	山梨県中小企業政治連盟	大久保明	滝田雅彦	甲府市飯田二丁目二一一 中小企業会館四階	令和三年六月 七日	令和三年六月 八日
新	憂国新報社	志村喜一			令和三年六月 十四日	令和三年六月 十五日
旧	山梨連合憂国新報社	内藤敏雄				
新	自由民主党山梨県歯科医師 支部	諸角三千夫				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
税理士による宮川典子後援会	末木好臣	本田賢二	甲府市中央二丁目一一二三 山梨県税理士会館 内	令和三年五月三 十一日	令和三年六月一 日
新樹会	北条育男	高相剛	甲府市大手三丁目四一四五	令和二年十二月 三十一日	令和三年六月十 四日
新樹クラブ	白井成夫	小松正彦	甲府市大手三丁目四一四五	令和二年十二月 三十一日	令和三年六月十 四日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
白井成夫	県議会議員	新樹クラブ	甲府市大手三丁目四一四五	白井成夫	令和二年十二月三十一 日	令和三年六月 十四日

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

一三、七八一

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合）は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

一八一、五〇三

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合）は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名

西八代郡・南巨摩郡

中巨摩郡

南都留郡

三分の一の数

一四、四七七

五、三七〇

一二、九〇二

委員長 小宮山 博

監査委員

甲府市	五一、七六〇
富士吉田市	一三、六〇八
都留市・西桂町	九、六二〇
山梨市	九、七四三
大月市	六、八六五
韮崎市	八、一五三
南アルプス市	一九、七〇四
北杜市	一三、四四三
甲斐市	二〇、七六一
笛吹市	一九、二二九
上野原市・北都留郡	六、九八三
甲州市	八、八三三
中央市	八、二二七

山梨県監査委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和三年六月二十八日

山梨県監査委員

中澤 和樹
小泉 久司
久保田 松幸
早川 浩
同
同
同

1 定期監査（令和2年度下期分）

- (1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和3年3月3日発行（山梨県公報号外第4号）山梨県監査委員告示第1号のとおり
- (2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月18日、10月20日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件（給与1）</b></p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生日の検証結果)</p> <p>中北地域県民センターでは、総務事務の集中処理を行っており、今回指導を受けた管内所属の時間外手当支給事務については、各所属で毎月末に集計された勤務実績に基づいて、人事給与システムへの入力を行っている一方、各所属における時間外・振替勤務に関する監督権はなく、また勤務状況システム上、振替勤務の状況を把握することができないことから、各所属から適切な時間外・振替勤務が報告されれば適正に時間外の支給ができていないところ、管内所属の一部で誤った報告がされたため、結果として手当支給額に誤りが生じた。</p> <p>※支給額に誤りがあった職員については、是正対応済み。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>○監査後、合同庁舎内各所属の次長を集めた会議を開催し、指摘された内容について説明し、次の点を厳守するよう伝達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振替日等に時間外勤務をする場合は、必ず振替申請・決裁後に申請を行うこと</li> <li>・管内各所属の時間外・振替勤務については、所属の責任で県民センターに対し、適切な報告をすること</li> </ul> <p>○また、令和2年度の振替実績について精査し、時間外手当の支給額に誤りがないことを確認した。</p> <p>○今後は、手当支給誤り防止のため次のように対応する。</p> <p>①毎年度の次長会議等を通じて上記内容を徹底する。</p> <p>②実績に誤りがないか年度中途、年度末等に随時確認する。</p>

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
--------	---------------------

監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月25日、令和3年2月1日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件（収入1、契約（重点事項））</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>富士・東部林務農産事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 令和2年度分 先数1件 144,446円</p> <p>2) 南都留合同庁舎清掃委託契約書において、受託業者は仕様書に基づいて業務計画表を作成し、契約締結後すみやかに発注者である富士・東部地域県民センター所長に提出しなければならぬと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生日の検証結果)</p> <p>返納事由発生直後から定期的に自宅を訪問し納入指導を行うとともに、令和2年6月に督促状を交付、令和2年8月に催告書を送付したものの、これまで本人から納入はされていない。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>本人から、令和2年11月に「債務承認及び分割納付誓約書」が提出され、分割納付で返納することになり、その後も再三にわたる納入指導を行っているが、依然として納付されないことから、引き続き収入未済解消に向けた取組を行っていく。</p> <p>2) (発生日の検証結果)</p> <p>契約書記載内容を十分に把握していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに受託業者に業務計画表を作成させ、提出させた。</p> <p>今後は、契約書記載内容について熟知するとともに、仕様等が変更になった場合は、必要に応じて業務計画表を提出させるなど、契約書記載内容に合致した手続を行う。</p>

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月24日、令和3年1月27日

監査の結果	講じた措置																																	
<p><b>(指導事項) 1件（収入1）</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>単位：円</p> <table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>令和元年度決算時</th> <th>令和2年10月末現在</th> </tr> <tr> <td>電報</td> <td>510,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>フォルム増利用税</td> <td>800,575,374</td> <td>656,317,603</td> </tr> <tr> <td>個人県民税</td> <td>15,710,393</td> <td>10,193,494</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>36,682,531</td> <td>27,161,570</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>41,490,727</td> <td>31,464,534</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>26,095,145</td> <td>21,636,331</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>89,224,316</td> <td>53,381,637</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>16,400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別割</td> <td>11,309,428</td> <td>11,073,111</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td>1,021,615,114</td> <td>811,226,280</td> </tr> </table>	科目	令和元年度決算時	令和2年10月末現在	電報	510,800	0	フォルム増利用税	800,575,374	656,317,603	個人県民税	15,710,393	10,193,494	法人県民税	36,682,531	27,161,570	個人事業税	41,490,727	31,464,534	法人事業税	26,095,145	21,636,331	不動産取得税	89,224,316	53,381,637	自動車税	16,400	0	自動車税種別割	11,309,428	11,073,111	加算金	1,021,615,114	811,226,280	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>「税込確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額削減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。</p> <p>①課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大やクレジットカードやペイジーによる納付、利用時間外電話相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p>
科目	令和元年度決算時	令和2年10月末現在																																
電報	510,800	0																																
フォルム増利用税	800,575,374	656,317,603																																
個人県民税	15,710,393	10,193,494																																
法人県民税	36,682,531	27,161,570																																
個人事業税	41,490,727	31,464,534																																
法人事業税	26,095,145	21,636,331																																
不動産取得税	89,224,316	53,381,637																																
自動車税	16,400	0																																
自動車税種別割	11,309,428	11,073,111																																
加算金	1,021,615,114	811,226,280																																

<p>②滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公表の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、「地方税法48条の規定による直接徴収」、「山梨県地方税滞納整理機構」による取り組みなどを行い、徴収に努めている。</p> <p>④市町村の徴収力強化の取り組み</p> <p>ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。</p> <p>イ 市町村職員を総合県税事務所へ受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている。(令和2年度 3市から4名を受入れた)</p> <p>⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取り組み</p> <p>ア 「一斉タイヤロツク週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取り組みを行う中で、差押えの早期執行を徹底している。</p> <p>イ 公売が可能なものはインターネット公表、市町村との合同公売を活用し、税収確保を図っている。</p> <p>こうした取り組みの結果、年々滞納繰越額は減少しており、また、徴収率は上昇している。令和元年度には徴収率98.8%を達成したが、さらなる向上を図り職員一同取り組みを強化している。</p>	<p>②滞納者への対策として、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公表の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、「地方税法48条の規定による直接徴収」、「山梨県地方税滞納整理機構」による取り組みなどを行い、徴収に努めている。</p> <p>④市町村の徴収力強化の取り組み</p> <p>ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。</p> <p>イ 市町村職員を総合県税事務所へ受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている。(令和2年度 3市から4名を受入れた)</p> <p>⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取り組み</p> <p>ア 「一斉タイヤロツク週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取り組みを行う中で、差押えの早期執行を徹底している。</p> <p>イ 公売が可能なものはインターネット公表、市町村との合同公売を活用し、税収確保を図っている。</p> <p>こうした取り組みの結果、年々滞納繰越額は減少しており、また、徴収率は上昇している。令和元年度には徴収率98.8%を達成したが、さらなる向上を図り職員一同取り組みを強化している。</p>
--	---

<p>②滞納者への対策として、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公表の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、「地方税法48条の規定による直接徴収」、「山梨県地方税滞納整理機構」による取り組みなどを行い、徴収に努めている。</p> <p>④市町村の徴収力強化の取り組み</p> <p>ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。</p> <p>イ 市町村職員を総合県税事務所へ受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている。(令和2年度 3市から4名を受入れた)</p> <p>⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取り組み</p> <p>ア 「一斉タイヤロツク週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取り組みを行う中で、差押えの早期執行を徹底している。</p> <p>イ 公売が可能なものはインターネット公表、市町村との合同公売を活用し、税収確保を図っている。</p> <p>こうした取り組みの結果、年々滞納繰越額は減少しており、また、徴収率は上昇している。令和元年度には徴収率98.8%を達成したが、さらなる向上を図り職員一同取り組みを強化している。</p>	<p>②滞納者への対策として、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公表の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、「地方税法48条の規定による直接徴収」、「山梨県地方税滞納整理機構」による取り組みなどを行い、徴収に努めている。</p> <p>④市町村の徴収力強化の取り組み</p> <p>ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。</p> <p>イ 市町村職員を総合県税事務所へ受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている。(令和2年度 3市から4名を受入れた)</p> <p>⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取り組み</p> <p>ア 「一斉タイヤロツク週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取り組みを行う中で、差押えの早期執行を徹底している。</p> <p>イ 公売が可能なものはインターネット公表、市町村との合同公売を活用し、税収確保を図っている。</p> <p>こうした取り組みの結果、年々滞納繰越額は減少しており、また、徴収率は上昇している。令和元年度には徴収率98.8%を達成したが、さらなる向上を図り職員一同取り組みを強化している。</p>
---	---

<p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 33,704,952円 令和2年度分 90,700円 合計 先数 59件 33,795,652円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 7件 269,262円</p> <p>③寮婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 8件 3,906,850円</p> <p>④寮婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円</p>	<p>また、犬の抑留返還手数料については、定期的な償還指導の結果、償還が完了された。</p> <p>○収入未済の状況 (令和3年2月末日現在)</p> <p>【一般会計】</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 3件 5,340,000円  (収納済 111,000円)</p> <p>②犬の抑留に係る返還手数料 過年度分 先数 0件 0円 (収納済 3,650円)</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 31,618,140円  (収納済 2,086,812円)</p> <p>令和2年度分 50,400円  (収納済 40,300円)</p> <p>合計 先数 54件 31,668,540円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 7件 268,761円  (収納済 501円)</p> <p>③寮婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 8件 3,677,408円  (収納済 229,442円)</p> <p>④寮婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円  (収納済 0円)</p>
--	---

<p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 5件 3,355,717円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 98,321円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 母子・寮婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった方について、個別に状況を確認し、償還計画の見直しを行った。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。</p> <p>また、失業等により収入が少なく償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。</p> <p>○収入未済の状況 (令和3年2月末日現在)</p>
--	--

	【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数5件 3,299,317円 (収納済 56,400円) ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数1件 98,321円 (収納済 0円)
--	--

監査対象機関	福祉保健部 県南保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月27日、令和3年1月22日

監査の結果 講じた措置

<p><b>【指導事項】 1件 (収入1)</b> 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 16,436,261円 令和2年度分 4,017,196円 合計 先数53件 20,453,457円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,554,772円 令和2年度分 271,064円 合計 先数10件 3,825,836円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数1件 25,128円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。 母子福祉資金貸付金償還金に関わる収入未済の対策者に対しては、来庁の呼び出しや自宅訪問により生活の現況を確認しながらの債権指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消の協力を依頼するなど指導の強化を講じている。 ○収入未済の状況 (令和3年2月末日現在) 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 先数39件 15,844,045円 (収納済 592,216円) 令和2年度分 先数12件 3,591,304円 (収納済 425,892円) 合計 先数46件 19,435,349円 (収納済 1,018,108円) ②母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数6件 3,460,047円 (収納済 94,725円) 令和2年度分 先数7件 256,739円 (収納済 14,325円) 合計 先数9件 3,716,786円</p>
--	---

(収納済 109,050円) ※母子等の安定した生活確保に配慮するため未納者に対しては、少額ながらも分納をさせているケースが多く、未収金を先行に償還させているため、本来の予定償還期限が逐次到来するにあたり、その分未収金は蓄積せざるを得ない状況である。 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数1件 25,128円 (収納済 0円) ※母子福祉資金 (利子) の収入未済については、元金を先に分納にて償還させているため、増減なしとなっている。
---

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月26日、令和3年1月19日

監査の結果 講じた措置

<p><b>【指導事項】 2件 (収入1、給与1)</b> 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 22,771,555円 令和2年度分 1,228,919円 合計 先数22件 23,995,474円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 17,639,198円 令和2年度分 778,653円 合計 先数39件 18,417,851円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数7件 174,489円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,425,731円 令和2年度分 44,982円 合計 先数5件 1,470,663円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数3件 52,837円 ⑤父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和2年度分 先数1件 20,832円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 生活保護については、生活保護法第63条又は第78条に基づく費用返還等が生じたため、貸付金については、償還能力が低い人に対して貸し付けを行っていることから、借受人の収入の変化や病気で就労困難となった場合などに収入未済となるケースが多い。 (今後の対応策等) 生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給するときには返還金との相殺を行って回収を図る。 貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借用証書を取り交わす際等に面談し、強力に償還の意識付けを行う。また、現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行うとともに、年1回債務承認書、返済状況確認書を借受人、連帯保証人あてに送付し、消滅時効の中断、貸付金の円滑な回収を図る。 ○収入未済の状況 (令和3年3月10日現在) 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 22,187,566円 (収納済 583,989円) 令和2年度分 734,268円 (収納済 489,651円)</p>
--	---

<p>2) 通勤手当の認定において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>①通勤届の通勤距離を上回る距離で認定され、通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <p>②通勤届の通勤経路の略図欄が未記入のまま認定されているものがあった。</p> <p>③通勤届の決定事項欄に手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、未記入のまま認定されているものがあった。</p>	<p>合計 先数 22件 22,921,834円 (収納済 1,073,640円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 16,829,907円 (収納済 809,291円) 令和2年度分 609,390円 (収納済 169,263円) 合計 先数 33件 17,439,297円 (収納済 978,554円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 7件 188,611円 (収納済 5,878円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,291,907円 (収納済 133,824円) 令和2年度分 0円 (収納済 44,982円) 合計 先数 3件 1,291,907円 (収納済 178,756円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 3件 46,661円 (収納済 6,176円)</p> <p>⑤父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和2年度分 先数 1件 20,882円 (収納済 0円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>①申請者本人に確認しないまま「距離検査サイトの最短距離で通勤距離を認定する」という所属の認定基準を機械的に適用し、本人の申告距離(実測)より長い距離で認定してしまった。</p> <p>②③認定業務が年度当初に集中しているなかで、書類の確認が不十分のまま、必要箇所の記入・押印が洩れた状態で認定してしまった。 (今後の対応策等)</p> <p>①年度当初に担当内で打ち合わせを行い、正しい認定基準を共有するとともに、申請内容に疑義が生じる場合には申請者本人に聴き取りを行った上で認定するよう徹底する。</p> <p>②③認定後、担当リーダーが書類の記載事項について再チェックを実施するなど、複数回の確認作業を行うことで再発防止を図る。</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
--------	--------------

監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月18日、令和3年1月15日
	監査の結果
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約(重点事項) 1)	
1) 山梨県身体障害者手帳交付システム保守管理業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である障害者相談所長に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 契約書の個人情報取扱特記事項中の規定「受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である障害者相談所長に届け出させなければならない」を把握していなかったため、再委託先事業者より書面提出を受けていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに再委託先事業者より書面提出を受けました。 今後は、契約に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月26日、12月22日
	監査の結果
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) (今後の対応策等) 引き続き、通知や電話での督促、入所支援課と連携して保護者来所時の面談や保護者宅への訪問など、粘り強く働きかけを継続していく。

①児童福祉施設費負担金	過年度分 1,238,982円 令和2年度分 30,800円 合計 先数 4件 1,269,782円
②あけぼの医療福祉センター使用料	過年度分 2,534,868円 令和2年度分 110,797円 合計 先数 14件 2,645,665円
①児童福祉施設費負担金	過年度分 1,214,432円 (収納済 24,500円) 令和2年度分 30,800円 (収納済 0円) 合計 先数 4件 1,245,232円 (収納済 24,500円)
②あけぼの医療福祉センター使用料	過年度分 2,334,670円 (収納済 200,198円) 令和2年度分 903円 (収納済 109,894円) 合計 先数 4件 2,335,573円 (収納済 310,092円)

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
	監査の結果
	講じた措置